

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目9番3号
世紀東急工業株式会社
取締役社長 佐 伯 清 之

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、きたる平成20年6月26日(木曜日)午後6時までには到着するように、折りかえしご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成20年6月27日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都品川区東大井五丁目18番1号
品川区立総合区民会館(きゅりあん) 6階 大会議室
(会場のフロアが前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第59期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.seikitokyu.co.jp>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、堅調な企業収益を背景とした設備投資の増加や雇用情勢の改善が続き、総じて緩やかな拡大基調を示したものの、サブプライムローン問題に端を発した米国経済の減速懸念や金融市場の混乱による影響が顕在化するなど、景気は年度後半にかけて次第に停滞色を強くしてまいりました。

道路建設業界におきましても、公共工事の発注量が減少を続けるなか、工事受注、製品販売をめぐる価格競争は激化の一途を辿り、原油高による資材価格の高騰と相俟って、事業環境は引き続き厳しい状況となりました。

このような情勢のもと、当社グループは、収益の源泉となる受注工事量の確保や舗装用資材の販売促進等に全力を挙げて取り組むとともに、固定費の削減や管理運営効率のさらなる向上に努めるなど、グループ一丸となって業績の向上を図ってまいりました。

しかしながら、市場の縮小に伴う競争激化や原材料価格上昇の影響を回避するには至らず、当社グループの業績につきましては、受注高は681億98百万円（前連結会計年度比4.7%減）、売上高は711億72百万円（同1.0%増）、経常利益は4億93百万円（同124.1%増）となり、また、減損損失など特別損失として2億35百万円を計上した結果、当期純利益は2億24百万円（同70.1%減）にとどまる結果となりました。

部門別の事業の概況は以下のとおりであります。

「建設事業」

建設事業におきましては、公共事業の大幅な減少や入札制度改革の進捗など市場環境が著しく変化するなか、引き続き技術提案力の強化に注力するとともに、環境関連技術をはじめとする差別化商品の営業体制を整備拡充することにより、新たな顧客層の開拓や需要の創出に努めてまいりました。

その結果、受注高は489億76百万円（前連結会計年度比3.7%減）にとどまりましたものの、完成工事高は519億50百万円（同4.5%増）、営業利益は13億92百万円（同9.5%増）となりました。

なお、当連結会計年度における主要な受注工事および完成工事は、次のとおりであります。

(主要受注工事)

発注者	工事名	工事場所
東日本高速道路株式会社	北海道横断自動車道占冠東舗装工事	北海道
西日本高速道路株式会社	南大阪管内舗装補修工事	大阪府
国土交通省北海道開発局	旭川紋別自動車道遠軽町白滝舗装外一連工事	北海道
国土交通省北陸地方整備局	町長舗装工事	富山県
国土交通省関東地方整備局	百里飛行場北側滑走路舗装他工事	茨城県
国土交通省中部地方整備局	平成19年度19号春日井共同溝路面復旧工事	愛知県
国土交通省九州地方整備局	諫早・長崎地区歩道整備工事	長崎県
防衛省北関東防衛局	入間(19)保管施設舗装工事	埼玉県
東京都	街路築造工事(19北北一小平3・3・8)	東京都
東京急行電鉄株式会社	目黒線奥沢1号踏切道他2箇所軌道下横断配水管布設管工事に伴う立坑及びさや管推進工事(受託工事)	東京都

(主要完成工事)

発注者	工事名	工事場所
中日本高速道路株式会社	中央自動車道上野原～勝沼間舗装補修工事	山梨県
中日本高速道路株式会社	東名高速道路豊田管内舗装補修工事	愛知県
首都高速道路株式会社	(修)舗装改良工事18-2-1	東京都
国土交通省北海道開発局	羅臼漁港全天候型埠頭舗装その他工事	北海道
国土交通省東北地方整備局	一般国道7号宮内道路舗装工事	秋田県
国土交通省近畿地方整備局	大阪国際空港B滑走路改良工事	兵庫県
国土交通省中国地方整備局	東広島・呉道路下三永IC舗装工事	広島県
農林水産省九州農政局	平成18年度大野川上流農業水利事業茶臼塚支線水路(波野工区)工事	熊本県
岩手県	花巻空港エプロン新設等工事	岩手県
東京都地下鉄建設株式会社	地下鉄12号線環状部大門駅付近補助4号線道路本復旧工事(その2)	東京都

「舗装資材製造販売事業」

舗装資材製造販売事業におきましては、道路建設投資の減少、原材料価格の騰勢により事業環境が一段と厳しさを増すなか、製造効率の向上によるコスト削減やコンクリートリサイクルなどの再生事業の強化に取り組むとともに、協業化等による生産拠点の見直しを行い、収益の確保に努めてまいりました。

しかしながら、市場縮小の影響に加え、上昇が続く製造原価の製品販売価格への転嫁が進まず、売上高は272億41百万円(前連結会計年度比1.1%減)、営業利益は15億61百万円(同13.4%減)となりました。

「不動産事業等」

不動産事業等におきましては、売上高は6億62百万円(前連結会計年度比32.5%減)、営業利益は1億10百万円(同29.5%増)となりました。

当社の事業の概況は以下のとおりであります。

当期の業績につきましては、受注高は672億11百万円（前期比4.0%減）、売上高は700億49百万円（同1.8%増）となりました。また、損益につきましては、子会社から受取配当金として3億85百万円を受領したことなどにより、経常利益は7億75百万円（同19.2%減）となりましたものの、減損損失など特別損失として5億9百万円を計上したことにより、当期純利益は2億61百万円（同60.8%減）となりました。

なお、剰余金の配当につきましては、以上のような業績を勘案するとともに、厳しい経営環境を踏まえ、内部留保の充実と財務体質の強化を早期に図るべく、誠に遺憾ながら当期の期末配当を見送らせていただくことといたしました。株主の皆様には、深くお詫び申し上げますとともに、何卒事情ご賢察のうえ、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

「当社における部門別受注高、売上高および繰越高」

（単位：百万円）

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
工 事 部 門	アスファルト舗装	13,817	37,578	39,854	11,541
	コンクリート舗装	—	852	546	306
	土 木 工 事 等	3,379	9,738	10,607	2,510
	計	17,197	48,169	51,007	14,358
製 品 部 門 等	—	19,041	19,041	—	
合 計	17,197	67,211	70,049	14,358	

(2) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、引き続き輸出を中心に底堅く推移するとの見方も示されておりますが、米国経済の後退懸念をはじめ株式市況の低迷や円高基調の為替動向など不透明要因も多く、景気の先行きは予断を許さない状況が続くものと予想されます。

道路建設業界におきましても、平成20年度の政府建設投資は10年連続で減少するとの見通しが示されており、また、政局混迷による影響やアスファルトをはじめとする原材料価格の動向が憂慮されるなど、厳しい事業環境が続くのは必至の情勢であります。また、建設業界では入札契約制度の改革をはじめ、産業構造の改革が急速に進められており、そのなかで企業が競争の優位性を確保していくためには、新たな市場環境への迅速かつ適確な対応が必要不可欠となっております。

このような状況に対処すべく、当社グループでは、事業環境の変化に即応する対応力を強化するため、経営資源の効率的な活用はもとより、民間工事の受注拡大や公共工事における総合評価落札方式の普及を見据えた営業体制の再構築、今後とも成長が見込まれる環境関連事業の拡充、さらには事業活動の基礎となる人材の確保育成を重点施策として位置づけ、これらの実践に総力を挙げて取り組んでまいります。

また、安定した経営基盤の確立に向け、あらゆる部門においてコストコントロールを徹底するなど、全社を挙げて収益力の向上と財務体質の強化に努めるとともに、株主様をはじめとする全てのステークホルダーの信頼を克ちとるべく、業績の回復はもとより、環境保全や品質確保、内部統制システムの整備などへの取り組みをより一層強化し、持続的な企業価値の向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は10億94百万円であり、主要な設備投資は次のとおりであります。

「舗装資材製造販売事業」

土地	倉敷合材工場	事業用地追加取得
機械装置	横浜合材工場	リサイクル設備更新

(4) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第56期 (平成16年度)	第57期 (平成17年度)	第58期 (平成18年度)	第59期(当連結会計年度) (平成19年度)
受 注 高	63,515百万円	65,852百万円	71,595百万円	68,198百万円
売 上 高	70,279百万円	64,204百万円	70,442百万円	71,172百万円
経 常 利 益	315百万円	△ 770百万円	220百万円	493百万円
当 期 純 利 益	△ 4,072百万円	△15,218百万円	752百万円	224百万円
1株当たり当期純利益	△ 66円35銭	△ 151円19銭	5円39銭	1円61銭
総 資 産	74,515百万円	53,649百万円	49,082百万円	49,237百万円
純 資 産	7,001百万円	3,980百万円	4,626百万円	4,780百万円

(注) 1. △印は損失を示しております。

- 第58期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
- 第56期においては、建設需要の低迷が続くなか、熾烈を極める企業間競争の影響を受けるとともに、希望退職者の募集や子会社の整理等を進めた結果、当期純損失は40億72百万円となりました。
- 第57期においては、受注高については増加に転じたものの、期中完成工事高の大幅な減少などにより経常損失は7億70百万円となり、さらに減損会計の適用等により多額の特別損失を計上した結果、当期純損失は152億18百万円となりました。
- 第58期においては、各事業部門とも堅調に推移したことにより経常利益は2億20百万円となり、さらにゴルフ場事業の売却益を計上したこと等により当期純利益は7億52百万円となりました。
- 第59期(当連結会計年度)においては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
新世紀工業株式会社	49	100.00	舗装用資材の製造販売
エステイ建材株式会社	35	100.00	産業廃棄物の処理
エス・ティ・サービス株式会社	50	100.00	自動車等の販売および賃貸
株式会社水戸プロパティ	10	100.00	不動産の賃貸
中外エンジニアリング株式会社	10	100.00	土木工事の設計および施工管理

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社5社を含め10社であります。
2. 平成20年3月27日付をもって、当社は子会社である中外エンジニアリング株式会社の全株式を取得し、完全子会社といたしました。なお、同社については重要性が増したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(7) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社グループは、建設事業および舗装資材製造販売事業を主要な事業内容としており、東急グループの一員として建設事業の分野を担っております。

当社は、建設業法により特定建設業者「(特-19) 第1962号」として国土交通大臣許可を受け、舗装工事、土木工事および水利工事などを行っております。また、アスファルト合材などの製造および販売ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「(1) 第83097号」として東京都知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成20年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所および工場

本店：東京都港区芝公園二丁目9番3号

支店：北海道支店（北海道） 九州支店（福岡県）
東北支店（宮城県） 沖縄支店（沖縄県）
北陸支店（新潟県） 北関東支店（埼玉県）
名古屋支店（愛知県） 東関東支店（千葉県）
関西支店（大阪府） 東京支店（東京都）
中国支店（広島県） 横浜支店（神奈川県）
四国支店（香川県） 関東製販事業部（東京都）

営業所等：(61カ所)

技術研究所：(栃木県)

試験所：(6カ所)

機材センター：(栃木県)

合材混合所等：(51カ所)

② 重要な子会社

新世紀工業株式会社（東京都）
 エスティ建材株式会社（福岡県）
 エス・ティ・サービス株式会社（東京都）
 株式会社水戸プロパティ（東京都）
 中外エンジニアリング株式会社（東京都）

(9) 従業員の状況（平成20年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
869名	71名増

(注) 前連結会計年度末と比較して従業員数が71名増加しておりますが、これは主に当社において契約社員の一部を社員として採用したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
845名	75名増	42.1歳	17.2年

(注) 前期末と比較して従業員数が75名増加しておりますが、これは主に契約社員の一部を社員として採用したことによるものであります。

(10) 主要な借入先（平成20年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,799
株式会社みずほコーポレート銀行	3,610
株式会社三井住友銀行	3,139
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,231

百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	500,000,000株
普通株式	481,600,000株
A種優先株式	6,000,000株
B種優先株式	12,400,000株
(2) 発行済株式の総数	139,853,965株
普通株式	121,453,965株
A種優先株式	6,000,000株
B種優先株式	12,400,000株
(3) 株主数	
普通株式	6,790名（前期末比395名減）
A種優先株式	1名
B種優先株式	1名

(4) 大株主 「普通株式」

株主名	持株数	出資比率
	千株	%
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー投資事業組合	40,000	32.98
東急建設株式会社	29,659	24.45
東京急行電鉄株式会社	7,669	6.32

（注） 出資比率につきましては、自己株式（158,922株）を控除して算出しております。

「A種優先株式」

株主名	持株数	出資比率
	千株	%
東急建設株式会社	6,000	100.00

（注） A種優先株式につきましては、議決権を有しておりません。

「B種優先株式」

株主名	持株数	出資比率
	千株	%
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー投資事業組合	12,400	100.00

（注） B種優先株式につきましては、議決権を有しておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

当社における地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況等
※取締役	奥澤 靖司	
※取締役	佐伯 清之	
※専務取締役	鳥居 康政	技術部門管掌 技術本部長
※専務取締役	菊地 賢三	事業推進本部管掌 技師長
常務取締役	小寺 浩三	事業推進本部長
常務取締役	中川 幸一	事業推進本部副本部長
常務取締役	北村 一恭	事業推進本部副本部長
取締役	番場 正夫	技術本部担当役員
取締役	佐藤 俊昭	管理部門管掌 内部統制推進室長兼財務部長
取締役	奥平 真誠	技術本部技術部長
取締役	奥元 豊貞	関西支店長兼事務管理部長兼工事部長
取締役	伊東 正博	九州支店長兼事務管理部長兼製品部長
取締役	會田 清彰	事業推進本部副本部長兼工務部長
取締役	渡邊 徹郎	フェニックス・キャピタル株式会社代表取締役CEO
取締役	中原 徹郎	東京急行電鉄株式会社専務取締役
取締役	市川 正美	東急建設株式会社代表取締役社長
常勤監査役	宇佐 美和	
監査役	山田 匡通	株式会社イトーキ代表取締役会長
監査役	堀江 俊一	東急建設株式会社取締役兼執行役員
監査役	大駒 武夫	東急建設株式会社常勤監査役

(注) 1. ※は代表権を有する取締役であります。

2. 取締役 渡邊 彰、中原徹郎、市川正美の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 監査役 山田匡通、堀江俊一、大駒武夫の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 監査役 堀江俊一氏は、東急建設株式会社において長年にわたる経理部門の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役 大駒武夫氏は、平成20年3月31日付をもって東急建設株式会社の常勤監査役を辞任し、同年4月1日付をもって同社の執行役員に就任いたしました。

6. 当事業年度中の取締役および監査役の地位および担当等の異動

(1) 平成19年6月28日付をもって代表取締役社長 奥澤靖司氏は代表取締役会長に、代表取締役専務 佐伯清之氏は代表取締役社長に、取締役 中川 幸、北村一恭の両氏は常務取締役に、監査役 宇佐美和喜氏は常勤監査役にそれぞれ就任いたしました。

(2) 平成19年6月28日付をもって取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

常務取締役	中川 幸	事業推進本部副本部長	(東北支店長)
常務取締役	北村一恭	事業推進本部副本部長	(事業推進本部営業第三部長)
取締役	會田 清	事業推進本部副本部長	(事業推進本部副本部長兼工務部長兼直轄高速道路事業部長)

7. 平成20年4月1日付をもって取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

取締役	佐藤俊昭	管理部門管掌
取締役	奥元豊貞	関西支店長兼事務管理部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役	13名	108百万円	(うち社外取締役 一名 一百万円)
監 査 役	2名	8百万円	(うち社外監査役 1名 0百万円)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役（8名）に対する使用人給与相当額64百万円を支給しております。
2. 当事業年度末現在の人員数は取締役16名、監査役4名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役3名、監査役2名がそれぞれ在任していることによるものであります。
3. 平成18年6月29日開催の第57回定時株主総会において、取締役（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）の報酬限度額は年額3億24百万円以内、監査役の報酬限度額は年額60百万円以内とそれぞれ決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等または社外役員との兼任状況

区 分	氏 名	他の会社の業務執行取締役等または社外役員との兼任状況
取 締 役	渡 邊 彰	フェニックス・キャピタル株式会社 代表取締役CEO 日本リバイバル債権回収株式会社 代表取締役社長 東急建設株式会社 社外取締役
取 締 役	中 原 徹 郎	ティアック株式会社 社外取締役 東京急行電鉄株式会社 専務取締役 東急建設株式会社 社外取締役 株式会社東急コミュニティー 社外取締役 株式会社東急ストア 社外監査役
取 締 役	市 川 正 美	東急建設株式会社 代表取締役社長
監 査 役	山 田 匡 通	株式会社イトーキ 代表取締役会長 東急建設株式会社 社外監査役 株式会社東急ストア 社外監査役 シロキ工業株式会社 社外監査役
監 査 役	堀 江 俊 一	東急建設株式会社 取締役兼執行役員

- (注) 1. フェニックス・キャピタル株式会社は当社の株式を52,400千株（普通株式40,000千株、B種優先株式12,400千株）保有するフェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー投資事業組合の業務執行組合員であります。
2. 東急建設株式会社は当社の株式を35,659千株（普通株式29,659千株、A種優先株式6,000千株）保有いたしております。
3. 東京急行電鉄株式会社は当社の普通株式を7,669千株保有いたしております。
4. 当社と東急建設株式会社ならびに東京急行電鉄株式会社との間に土木工事請負受託等の取引があります。また、東急建設株式会社は当社と同一の事業の部類に属する事業を行っております。
5. 監査役 大駒武夫氏は、平成20年4月1日付をもって東急建設株式会社の執行役員に就任いたしました。
6. 取締役 中原徹郎、監査役 山田匡通の両氏は、平成20年5月22日付をもって株式会社東急ストアの社外監査役を退任いたしました。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役および社外監査役の各氏は、取締役会または監査役会において、それぞれその豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般にわたる事項につき意見表明を行なうほか、監査結果の意見交換や監査に関する重要事項について協議を行うなど、必要に応じ適宜発言をいたしております。

なお、当事業年度における取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりであります。

区 分	氏 名	取締役会（13回開催）	監査役会（4回開催）
取 締 役	渡 邊 彰	9回出席	—
取 締 役	中 原 徹 郎	11回出席	—
取 締 役	市 川 正 美	10回出席	—
監 査 役	山 田 匡 通	8回出席	3回出席
監 査 役	堀 江 俊 一	13回出席	4回出席
監 査 役	大 駒 武 夫	10回出席	2回出席

- (注) 1. 取締役 渡邊 彰、市川正美の両氏は平成19年6月28日開催の第58回定時株主総会において選任され就任いたしました。両氏の就任後に開催された取締役会は10回であります。
2. 監査役 大駒武夫氏は平成19年6月28日開催の第58回定時株主総会において選任され就任いたしました。同氏の就任後に開催された取締役会は10回、監査役会は3回であります。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

40百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、内部統制評価体制構築に関する助言業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会における業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する決議の内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令順守はもとより企業倫理や環境問題等の社会的責任に基づいた企業行動の徹底を図るため、専門部署による定期的な研修等を通じ、「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」に基づくコンプライアンス経営を推進するものとしております。

また、その実効性を確保するため、内部通報制度を構築・運用するほか、本社内に組成する監査チームが部門横断的に連携して内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するものとしております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程を整備し、適切に保存および管理を行うものとしております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動におけるリスクに適切に対処するため、事業ごとにリスクの認識・評価・改善状況の検証を行うものとしております。

また、新たに生じた重大なリスクについては、必要に応じ対応責任者となる取締役を定め、事業活動における損失の最小化を図るものとしております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

権限と責任の所在を明確化するとともに、重要な情報が適切に報告され、また指示事項が組織全体に確実に伝達される仕組みを整備するものとしております。

また、重要事項については、経営会議において多面的な検討を経て、適切かつ効率的に意思決定を行うものとしております。

- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

「東急グループコンプライアンス指針」ならびに「世紀東急工業グループコンプライアンス行動規範」に基づき、コンプライアンスを含めた内部統制を当社グループにおいて一体的に推進するものとしており、当社は子会社および関連会社に対し、内部監査およびモニタリングを実施するほか、各社の業務執行者は、当社監査役に対し情報提供などの協力を行うものとしております。

また、財務報告の適正性を確保することの重要性を認識し、全役職員に対しあらゆる機会を捉え周知徹底を図るものとしております。

(6) 監査役に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を置くとともに、当該使用人については取締役からの独立性を確保するための措置を講じるものとしております。

また、内部監査部門や会計監査人との連携強化に努めるほか、重要な会議への出席機会を確保するとともに、監査役に対する業務執行状況や重要なリスク等の報告体制を確保し、情報収集および監査役監査の環境整備に努めるものとしております。

(注) 記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,884	流動負債	29,730
現金預金	819	支払手形・工事未払金等	25,295
受取手形・完成工事未収入金等	24,075	短期借入金	1,372
未成工事支出金	3,748	未払法人税等	33
その他たな卸資産	426	未成工事受入金	1,989
その他	2,957	完成工事補償引当金	81
貸倒引当金	△ 142	受注工事損失引当金	11
固定資産	17,353	賞与引当金	263
有形固定資産	16,294	その他	683
建物・構築物	2,070	固定負債	14,726
機械・運搬具・工具器具備品	2,106	長期借入金	11,665
土地	12,087	退職給付引当金	3,031
建設仮勘定	30	繰延税金負債	2
無形固定資産	176	その他	27
投資その他の資産	882	負債合計	44,457
投資有価証券	337	(純資産の部)	
長期滞留債権	136	株主資本	4,729
破産更生債権等	760	資本金	2,000
その他	375	資本剰余金	1,550
貸倒引当金	△ 725	利益剰余金	1,196
資産合計	49,237	自己株式	△ 17
		評価・換算差額等	51
		その他有価証券評価差額金	51
		純資産合計	4,780
		負債純資産合計	49,237

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高		
完成工事高	51,950	
製品売上高	19,027	
不動産事業等売上高	194	71,172
売 上 原 価		
完成工事原価	48,825	
製品売上原価	16,999	
不動産事業等売上原価	131	65,956
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	3,125	
製品売上総利益	2,027	
不動産事業等売上総利益	62	5,215
販売費及び一般管理費		4,392
営 業 利 益		822
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	6	
その他	68	82
営業外費用		
支払利息	343	
その他	68	411
経 常 利 益		493
特別利益		
固定資産売却益	6	
貸倒引当金戻入益	29	
その他	6	42
特別損失		
固定資産売却損	5	
固定資産除却損	80	
減損損失	69	
過年度事業税	31	
その他	48	235
税金等調整前当期純利益		300
法人税、住民税及び事業税		92
過年度法人税等		△16
当 期 純 利 益		224

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	2,000	1,550	971	△15	4,506
連結会計年度中の変動額					
当期純利益			224		224
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	224	△1	222
平成20年3月31日残高	2,000	1,550	1,196	△17	4,729

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高	119	119	4,626
連結会計年度中の変動額			
当期純利益			224
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△68	△68	△68
連結会計年度中の変動額合計	△68	△68	154
平成20年3月31日残高	51	51	4,780

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	10社
連結子会社の名称	新世紀工業株式会社 株式会社水戸プロパティ エスティ建材株式会社 エス・ティ・サービス株式会社 やまびこ工業株式会社 株式会社大和舗道 ほくりく工業株式会社 みちのく工業株式会社 若栗建材株式会社 中外エンジニアリング株式会社

中外エンジニアリング株式会社については、完全子会社化により重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の状況

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の会社はありません。

持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

持分法非適用の関連会社の名称

ゴルフシール工業株式会社
能登アスコン株式会社

持分法非適用の関連会社の過去5年間における平均の当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等のそれぞれの合計額は、いずれも僅少であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結決算期と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金及びその他たな卸資産のうち販売用不動産

…個別法による原価法

その他たな卸資産のうち材料貯蔵品

…移動平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降の新規取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 … 7～50年

機械・運搬具・工具器具備品 … 5～7年

- ② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 完成工事補償引当金は、完成工事のかし担保等の費用に充てるため、当連結会計年度及び過年度の実績率を基礎に将来の支出見込みを勘案して計上しております。

<会計方針の変更>

従来、完成工事補償引当金については、完成工事のかし担保及びアフターサービス等の支出に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に前2期の補修費の実績割合を乗じた額を引当計上しておりましたが、かし担保工事の工事实態をより適切に反映するため、当連結会計年度から上記の算定方法に基づき計上しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ34百万円減少しております。

- ③ 受注工事損失引当金は、工事受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における工事受注契約に係る損失見込額を計上しております。

- ④ 賞与引当金は、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上することとしております。

- ⑤ 退職給付引当金は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異（1,769百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ翌連結会計年度から費用処理しております。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度を適用しております。

6. 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

- | | | | |
|----|---|-----------|-----------|
| 1. | 有形固定資産の減価償却累計額 | | 17,789百万円 |
| 2. | 担保に供している資産及び担保に係る債務 | | |
| | ① 担保に供している資産 | 建 物 | 775百万円 |
| | | 土 地 | 9,412百万円 |
| | ② 担保に係る債務 | 短 期 借 入 金 | 1,000百万円 |
| | | 長 期 借 入 金 | 11,665百万円 |
| 3. | 保証債務 | | 6百万円 |
| 4. | 破産更生債権等と貸倒引当金の直接減額表示 | | |
| | 債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金（当連結会計年度末21,915百万円）を債権から直接減額しております。 | | |

<表示方法の変更>

当連結会計年度より、債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金を債権から直接減額して表示しております。

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | | |
|----|------------------------------|--------------|
| 1. | 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式総数 | |
| | 普通株式 | 121,453,965株 |
| | A種優先株式 | 6,000,000株 |
| | B種優先株式 | 12,400,000株 |
| 2. | 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数 | |
| | 普通株式 | 158,922株 |

IV. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | △36円43銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 1円61銭 |

1株当たり純資産額は、期末純資産額から優先株式の払込金額9,200百万円を控除した、普通株式に係る期末純資産額を普通株式の期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

V. その他の注記

1. 減損損失に関する注記

以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用 途	種 類	場 所	金 額
事業用資産	機械・運搬具・工具器具備品、土地等	沖縄県他	69

当社グループは、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行いました。営業損益が継続的にマイナスになるなど、当連結会計年度において収益性が著しく低下した資産または資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額69百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物・構築物17百万円、機械・運搬具・工具器具備品14百万円、土地37百万円であります。

なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。また、使用価値の算定に当たっては、将来キャッシュ・フローを3.5%で割引いて算定しております。

2. 当社は平成17年9月に株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しております（当連結会計年度末タームローン残高12,665百万円。ただしコミットメントラインは平成18年9月をもって終了しております）。

なお、当該シンジケートローン契約には以下の財務制限条項（平成18年9月27日付で一部変更）が付されております。

- ① 各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における資本の部の金額を、平成18年3月期においては30億円以上にそれぞれ維持し、平成19年3月期以降の各期においては当該決算期の直前の決算期または平成18年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における資本の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ② 各決算期の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 各決算期の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・レバレッジ・レシオを、平成18年3月期においては11.0以下に維持し、平成19年3月期以降の各決算期においては15.0以下にそれぞれ維持すること。
- ④ 各決算期の連結損益計算書におけるインタレスト・カバレッジ・レシオ（当該損益計算書における「営業利益」の金額を「支払利息」の金額で除した数値をいう。）を、平成18年3月期においては2.0以上に維持し、平成19年3月期以降の各期においては1.3以上にそれぞれ維持すること。
- ⑤ 平成19年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,468	流動負債	29,398
現金預金	702	支払手形	9,750
受取手形	1,212	工事未払金	9,998
完成工事未収入金	14,869	買掛金	4,926
売掛金	7,398	短期借入金	1,575
販売用不動産	59	未払法人税等	6
未成工事支出金	3,743	未成工事受入金	1,989
材料貯蔵品	340	完成工事補償引当金	81
未収入金	1,729	受注工事損失引当金	11
その他	1,564	賞与引当金	257
貸倒引当金	△ 151	営業外支払手形	291
固定資産	17,164	その他	510
有形固定資産	15,680	固定負債	14,720
建物・構築物	2,037	長期借入金	11,665
機械・運搬具	1,533	退職給付引当金	3,024
工具器具・備品	84	繰延税金負債	2
土地	11,994	その他	27
建設仮勘定	30	負債合計	44,118
無形固定資産	105	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,378	株主資本	4,463
投資有価証券	329	資本金	2,000
関係会社株式	163	資本剰余金	1,550
長期貸付金	344	資本準備金	500
長期滞留債権	136	その他資本剰余金	1,050
破産更生債権等	799	利益剰余金	930
その他	489	その他利益剰余金	930
貸倒引当金	△ 883	繰越利益剰余金	930
資産合計	48,633	自己株式	△ 17
		評価・換算差額等	51
		その他有価証券評価差額金	51
		純資産合計	4,514
		負債純資産合計	48,633

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売 上 高		
完成工事高	51,007	
製品等売上高	19,041	70,049
売 上 原 価		
完成工事原価	48,140	
製品等売上原価	16,962	65,103
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	2,866	
製品等売上総利益	2,078	4,945
販売費及び一般管理費		4,242
営 業 利 益		703
営業外収益		
受取利息配当金	409	
その他	72	482
営業外費用		
支払利息	345	
その他	64	410
経 常 利 益		775
特別利益		
固定資産売却益	1	
貸倒引当金戻入益	28	
その他	5	35
特別損失		
固定資産売却損	5	
固定資産除却損	80	
子会社株式等評価損	274	
減 損 損 失	69	
過年度事業税	31	
その他	47	509
税 引 前 当 期 純 利 益		301
法人税、住民税及び事業税		20
過年度法人税等		18
当 期 純 利 益		261

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 本 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 線 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
平成19年3月31日残高	2,000	500	1,050	1,550	668	668	△15	4,203
事業年度中の変動額								
当期純利益					261	261		261
自己株式の取得							△1	△1
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	261	261	△1	259
平成20年3月31日残高	2,000	500	1,050	1,550	930	930	△17	4,463

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高	119	119	4,322
事業年度中の変動額			
当期純利益			261
自己株式の取得			△1
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△68	△68	△68
事業年度中の変動額合計	△68	△68	191
平成20年3月31日残高	51	51	4,514

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの … 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び未成工事支出金 … 個別法による原価法

材料貯蔵品 … 移動平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以後の新規取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 … 7～50年

機械・運搬具 … 5～7年

- ② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 完成工事補償引当金は、完成工事のかし担保等の費用に充てるため、当事業年度及び過年度の実績率を基礎に将来の支出見込みを勘案して計上しております。

<会計方針の変更>

従来、完成工事補償引当金については、完成工事のかし担保及びアフターサービス等の支出に備えるため、当期の完成工事高に前2期の補修費の実績割合を乗じた額を引当計上しておりましたが、かし担保工事の工事实態をより適切に反映するため、当事業年度から上記の算定方法に基づき計上しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ34百万円減少しております。

- ③ 受注工事損失引当金は、工事受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末における工事受注契約に係る損失見込額を計上しております。

- ④ 賞与引当金は、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

- ⑤ 退職給付引当金は、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、会計基準変更時差異（1,769百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ翌期から費用処理しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

③ 連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 17,042百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産 建物 760百万円

土地 9,412百万円

② 担保に係る債務 短期借入金 1,000百万円

長期借入金 11,665百万円

(3) 保証債務 6百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権 2,404百万円

② 長期金銭債権 266百万円

③ 短期金銭債務 594百万円

(5) 破産更生債権等と貸倒引当金の直接減額表示

債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金（当事業年度末21,751百万円）を債権から直接減額しております。

<表示方法の変更>

当事業年度より、債権の全額に貸倒引当金を設定している「破産更生債権等」については、当該引当金を債権から直接減額して表示しております。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

売上高 4,099百万円

仕入高 1,028百万円

② 営業取引以外の取引による取引高 404百万円

(2) 子会社株式等評価損には、債務超過の子会社に対する貸倒引当金繰入額64百万円が含まれております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 158,922株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1,662百万円
退職給付引当金繰入限度超過額	1,231百万円
長期販売用会員権評価損	341百万円
投資有価証券評価損	121百万円
ゴルフ会員権評価損	230百万円
子会社株式評価損	5,354百万円
減損損失	886百万円
販売用不動産評価損	119百万円
繰越欠損金	4,633百万円
その他	157百万円
繰延税金資産小計	14,737百万円
評価性引当額	△14,737百万円
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2百万円
繰延税金負債合計	2百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械・運搬具等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	新世紀工業㈱	(所有) 直接 100%	役員の兼任 舗装資材の 販売	受取配当金	385	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

① 剰余金の配当については、分配可能額の範囲で実行されております。

(2) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他関係会社の子会社	東急ファイナンスアンドアカウンティング㈱	—	運転資金の貸借	資金の借入 支払利息	372 12	短期借入金	372

取引条件及び取引条件の決定方針等

① 資金管理を東急グループ全体で統合管理するキャッシュマネジメントシステムに係るものであり期末残高を記載しております。

② 利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	△38円63銭
1株当たり当期純利益	1円87銭

1株当たり純資産額は、期末純資産額から優先株式の払込金額9,200万円を控除した、普通株式に係る期末純資産額を普通株式の期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

9. その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

以下の資産または資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
事業用資産	機械・運搬具、工具器具・備品、土地等	沖縄県他	69

当社は、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行いました。営業損益が継続的にマイナスになるなど、当事業年度において収益性が著しく低下した資産または資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額69百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物・構築物17百万円、機械・運搬具、工具器具・備品14百万円、土地37百万円であります。

なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。また、使用価値の算定に当たっては、将来キャッシュ・フローを3.5%で割引いて算定しております。

(2) 当社は平成17年9月に株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結しております（当事業年度末タームローン残高12,665百万円。ただしコミットメントラインは平成18年9月をもって終了しております）。

なお、当該シンジケートローン契約には以下の財務制限条項（平成18年9月27日付で一部変更）が付されております。

- ① 各決算期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における資本の部の金額を、平成18年3月期においては30億円以上にそれぞれ維持し、平成19年3月期以降の各期においては当該決算期の直前の決算期または平成18年3月期の期末日の貸借対照表及び連結貸借対照表における資本の部の金額のいずれか大きい方の75%以上にそれぞれ維持すること。
- ② 各決算期の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ③ 各決算期の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に係るトータル・レバレッジ・レシオを、平成18年3月期においては11.0以下に維持し、平成19年3月期以降の各決算期においては15.0以下にそれぞれ維持すること。
- ④ 各決算期の連結損益計算書におけるインタレスト・カバレッジ・レシオ（当該損益計算書における「営業利益」の金額を「支払利息」の金額で除した数値をいう。）を、平成18年3月期においては2.0以上に維持し、平成19年3月期以降の各期においては1.3以上にそれぞれ維持すること。
- ⑤ 平成19年3月期以降の損益計算書及び連結損益計算書において、2期連続して当期純損失を計上しないこと。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月5日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	富山兼忠	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松尾浩明	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中川昌美	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世紀東急工業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項4.(4)②に記載のとおり、会社は当連結会計年度より完成工事補償引当金の計上基準を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成20年6月5日

世紀東急工業株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	富山兼忠	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松尾浩明	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中川昌美	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、世紀東急工業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)②に記載のとおり、会社は当事業年度より完成工事補償引当金の計上基準を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備とともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成20年6月6日

世紀東急工業株式会社 監査役会

常勤監査役	宇佐美	和喜	喜	㊟
社外監査役	山田	匡通		㊟
社外監査役	堀江	俊一		㊟
社外監査役	大駒	武夫		㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、単元未満株式の買増制度を導入するため、変更案第11条として本制度に関する規定を新設するとともに、現行定款第10条について所要の変更を行うものであります。
- (2) 監査体制の一層の強化を図るため、監査役の定員を4名以内から5名以内に増員することとし、現行定款第30条について所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記条文の新設に伴い、現行定款第11条以下の条数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、条数の繰り下げのみの変更につきましては、条文の記載を省略いたしております。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第10条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. <u>次条に定める請求をする権利</u> <p>第11条 <u>当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第30条 当会社の監査役は<u>4</u>名以内とする。</p>	<p>第31条 当会社の監査役は<u>5</u>名以内とする。</p>

第2号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役全員は、今回の定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する当社の 普通株式の数
1	奥澤靖司 (昭和14年9月27日生)	昭和38年4月 東京急行電鉄(株)入社 平成9年6月 当社専務取締役 平成10年6月 当社取締役副社長 平成12年6月 当社取締役社長 平成19年6月 当社取締役会長(現)	株 97,000
2	佐伯清之 (昭和18年10月28日生)	昭和42年3月 東急建設(株)入社 平成14年6月 当社監査役 平成16年6月 東急建設(株)取締役兼常務執行役員 平成17年6月 当社専務取締役 平成19年6月 当社取締役社長(現)	2,000
3	菊地賢三 (昭和21年3月31日生)	昭和44年4月 建設省入省 平成9年4月 建設省九州地方建設局長 平成10年11月 (財)駐車場整備推進機構専務理事 平成14年4月 当社顧問 平成14年6月 当社専務取締役(現) 平成14年6月 当社技師長(現)	32,000
4	小寺浩 (昭和21年10月22日生)	昭和45年4月 東急道路(株)入社 平成14年4月 当社生産本部合材部長 平成16年6月 当社取締役 平成18年4月 当社事業推進本部長(現) 平成18年6月 当社常務取締役(現)	8,000
5	佐藤俊昭 (昭和25年5月13日生)	昭和49年4月 東急道路(株)入社 平成10年4月 当社経理部長 平成16年6月 当社取締役(現)	4,000
6	伊東正博 (昭和22年6月20日生)	昭和45年4月 当社入社 平成12年4月 当社関東第二支店工事部長 平成16年7月 当社九州支店長兼事務管理部長兼製品部長(現) 平成18年6月 当社取締役(現)	7,028

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する当社の 普通株式の数
7	會田 清 (昭和25年1月31日生)	昭和48年4月 東急道路(株)入社 平成18年4月 当社事業推進本部副本部長 兼工務部長兼直轄事業部長 兼北関東支店長 平成18年6月 当社取締役(現) 平成19年6月 当社事業推進本部副本部長 兼工務部長(現)	株 1,000
8	渡邊 彰 (昭和23年11月15日生)	昭和46年4月 (株)三菱銀行入社 平成11年6月 (株)東京三菱銀行取締役 平成12年6月 東京三菱証券(株)常務取締役 平成15年4月 日本リバイバル債権回収(株) 取締役社長(現) 平成17年7月 フェニックス・キャピタル(株) 取締役CEO(現) 平成19年6月 当社取締役(現) (他の法人等の代表状況) フェニックス・キャピタル(株)代表取締役CEO 日本リバイバル債権回収(株)代表取締役社長	0
9	市川 正美 (昭和15年3月4日生)	昭和38年4月 大成建設(株)入社 平成14年4月 同社取締役副社長 平成19年6月 東急建設(株)取締役社長(現) 平成19年6月 当社取締役(現) (他の法人等の代表状況) 東急建設(株)代表取締役社長	0
10	野本 弘文 (昭和22年9月27日生)	昭和46年4月 東京急行電鉄(株)入社 平成19年6月 同社取締役 平成19年6月 同社執行役員(現) 平成20年1月 同社常務取締役(現)	0
11	前野 龍三 (昭和46年10月1日生)	平成6年4月 (株)三菱銀行入社 平成19年12月 (株)三菱東京UFJ銀行CIB 推進部付 平成20年1月 フェニックス・キャピタル(株) ディレクター(現)	0

- (注) 1. 取締役候補者のうち、現に取締役である候補者の担当については、事業報告10頁に記載のとおりであります。
2. 取締役候補者市川正美氏は、東急建設(株)の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社との間に土木工事請負受託等の取引があります。また、同社は当社と同一の部類に属する事業を行っております。
なお、その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者渡邊 彰、市川正美、野本弘文、前野龍三の各氏は社外取締役候補者であります。
なお、社外取締役候補者の選任理由等については、次のとおりであります。

- (1) 社外取締役候補者とした理由について
- ① 渡邊 彰氏は、フェニックス・キャピタル㈱の代表取締役CEOであり、経営全般に関する高い見識と豊富な経験・実績に基づき、当社が企業価値の向上を図るうえで、有益な指導・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ② 市川正美氏は、東急建設㈱の代表取締役社長であり、また建設業界における豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ③ 野本弘文氏は、東京急行電鉄㈱において長年にわたり業務・経営に携わられており、その豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ④ 前野龍三氏は、金融機関およびフェニックス・キャピタル㈱において培われた専門的な知識・経験に基づき、当社が企業価値の向上を図るうえで、有益な指導・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は過去2年間のうちに当社の主要な借入先であり特定関係事業者に該当する㈱三菱東京UFJ銀行の従業員として給与の支給を受けております。
- (2) 取締役等に就任していた他の会社に関する事項および当該他の会社の社外取締役または監査役に就任していた場合の特記事項
- ① 渡邊 彰氏が平成18年6月まで社外取締役に就任していた不動建設㈱において、その在任中に、同社社員が関与した東京都発注工事を巡る談合事件発生の事実がありました。同氏は同事件の発生まで当該事実を認識しておりませんでした。同氏は、平素より法令順守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止のための提言を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。
 - ② 市川正美氏が平成19年5月まで取締役に就任していた大成建設㈱において、その在任中に発生した防衛施設庁発注工事、新潟市発注工事および名古屋市長官舎発注工事を巡る談合事件に関し、国土交通省より営業停止処分を受ける事実がありました。
- (3) 当社の社外取締役に就任してからの年数
渡邊 彰、市川正美の両氏の社外取締役在任期間は、今回の定時株主総会終結の時をもって1年となります。
- (4) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、渡邊 彰、市川正美の両氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額としております。
また、野本弘文、前野龍三の両氏の選任についてご承認をいただいた場合、両氏の間にも上記と同じ内容の契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役 山田匡通、堀江俊一、大駒武夫の各氏は、今回の定時株主総会終結の時をもって辞任されることになりましたので、その補欠として岩田哲夫、富田 勉、下澤賢治の各氏の選任をお願いするものであります。また、監査体制の強化を図るため、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として監査役を1名増員いたしたく、高田周治氏の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において補欠選任された監査役の任期は当社現行定款第32条第2項の定めに従い、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとなります。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 他の法人等の代表状況	所有する当社の 普通株式の数
1	高田周治 (昭和24年8月17日生)	昭和47年4月 東急建設(株)入社 平成14年4月 同社経営統括本部経営企画室長 平成16年4月 同社首都圏本部事業推進室長 平成20年4月 同社管理本部財務部専任部長(現)	株 0
2	岩田哲夫 (昭和23年4月30日生)	昭和47年4月 (株)三菱銀行入社 平成15年6月 (株)東京三菱銀行常務取締役 平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行常務執行役員 平成19年6月 東京急行電鉄(株)常勤監査役(現)	0
3	富田 勉 (昭和22年11月5日生)	昭和46年4月 東急建設(株)入社 平成10年6月 同社人事部担当部長 平成20年1月 同社内部統制推進室勤務(現)	0
4	下澤賢治 (昭和23年4月21日生)	昭和47年4月 東急建設(株)入社 平成11年7月 同社東関東支店総務部長 平成15年10月 同社監査役事務局長 平成20年5月 同社監査役事務局勤務(現)	0

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者岩田哲夫、富田 勉、下澤賢治の各氏は社外監査役候補者であります。

なお、社外監査役候補者の選任理由等については、次のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者とした理由について

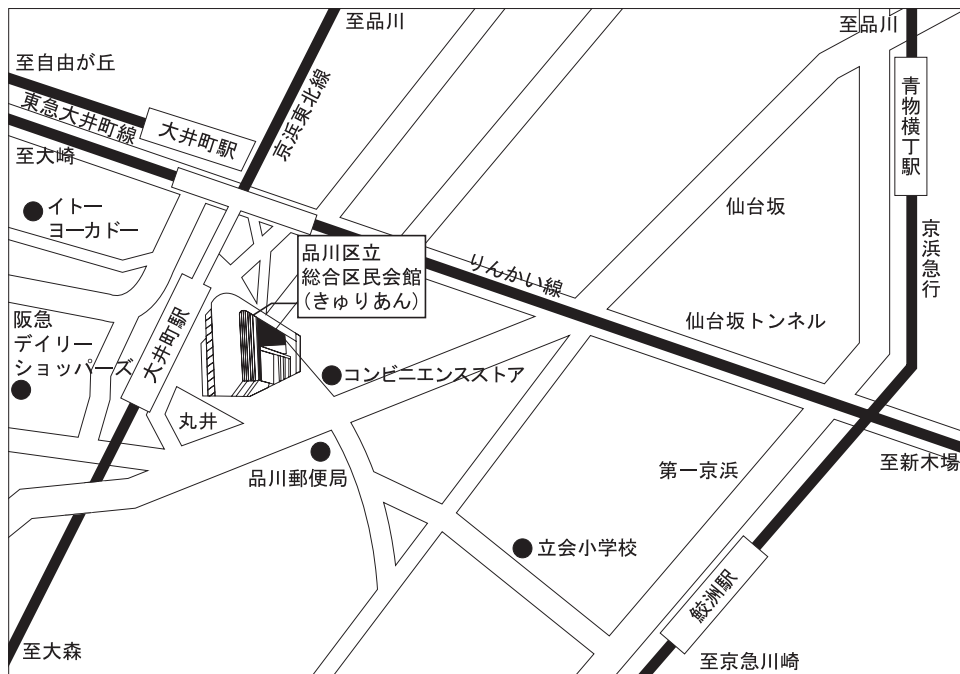
- ① 岩田哲夫氏は、東京急行電鉄(株)において常勤監査役に就任されており、また金融機関における豊富な経験と幅広い知見に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去2年間のうちに当社の主要な借入先であり特定関係事業者に該当する(株)三菱東京UFJ銀行の常務執行役員として報酬の支給を受けております。

- ② 富田 勉、下澤賢治の両氏は当社の主要株主である東急建設㈱において、それぞれ内部統制、監査役補佐をはじめ多岐にわたる業務に携わられた経歴を有することから、その豊富な知識、経験に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
岩田哲夫、富田 勉、下澤賢治の各氏の選任についてご承認をいただいた場合、当社は各氏との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額といたします。

以 上

■株主総会会場ご案内図



品川区立総合区民会館(きゅりあん) 6階 大会議室

会場が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

東京都品川区東大井五丁目18番1号

●大井町駅(JR京浜東北線、りんかい線、東急大井町線)下車徒歩1分

会館への入口が前回と異なります。
『小ホール・会議室・会館受付入口』よりご入場下さい。



環境に優しい大豆油インキを使用しています